学校卒業後等の「学びの場」公表要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、大阪府における学校卒業後等の学びの場の公表について、必要な事項を定めるものとする。

（事業所等）

第2条　この要綱において「事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第３６条の指定を受けた者のほか、それらと同等と知事が特別に認めるものであって、大阪府内に所在するものをいう。

（府における公表）

第３条　府は、事業所等から様式第1号による申し出があったときは、その内容を審査し、学校卒業後等の学びの場（以下「学びの場」という。）として、大阪府ホームページにおいて、公表することができる。

２　前項の公表の期間は、当該事業所等からの様式第３号による辞退の申し出があるまでの間とする。ただし、事業所等からの辞退の申し出がなくても、知事が公表を継続することが不適切であると認めるときは、公表を取りやめることができる。

３　前項の規定により公表を取りやめるときは、府は当該事業所等あてその旨、通知するものとする。

（変更の手続き）

第４条　事業所等は、様式第１号により府に申し出た内容に変更があったときは、速やかにその旨を様式第２号により、府に申し出なければならない。

（報告等）

第５条　府は、この要綱の適正な運用を確保するために必要があると認めるときは、事業所等に対し、期限を定めて、必要な事項の報告を求めることができる。

２　府は、前項の報告について、必要があると認めるときには、当該報告の内容を確認するのに必要な限度において、当該報告をした者に対し、当該内容について、調査をすることができる。

（修正の求め等）

第６条　府は、第３条第１項の学びの場の公表を行う事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業所等に対し、期限を定めて当該公表の修正その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一　正当な理由がないのに前条第１項の報告の求め又は同条第２項の調査（以下「報告の求め等」という。）に応じないとき。

二　報告の求め等に対して、虚偽の報告をしたとき。

（公表の停止）

第7条　府は、事業所等が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、又は期間を定めずに、当該事業所の公表を停止することができる。

一　前条の修正の求め等のために必要があるとき。

二　前条の修正の求め等に正当な理由がないのに従わないとき。

（その他）

第８条　学びの場を修了した者の、修了を証する書面等のほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、令和元年７月２９日から施行し、同日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和元年１２月１２日から施行し、同日から適用する。